

告 知 書

除籍謄（抄）本の交付ができないことについて

旧神田区を本籍とする大正3年12月31日以前の除籍及び大正12年5月から8月までの除籍は、大正12年9月1日の震災により焼失し、副本の保存がないため再製されていません。

したがって、除籍の謄（抄）本の交付はできません。

東京都千代田区長